

子どもの権利とその国際的保護 —商業的な性的搾取との闘いにおいて—

勝間 靖[†]

The Child Rights and Their International Protection in Combat against Commercial Sexual Exploitation

Yasushi Katsuma

Commercial sexual exploitation of children (CSEC) includes child prostitution, trafficking and pornography. In the age of globalization, the problems of CSEC are spreading across national boundaries. Sex tourism and trafficking in persons for the purpose of CSEC are increasing, as transnational movement of people becomes more common. In addition, child pornography is now traded instantly around the world, taking advantage of the development of information and communication technology, including the internet. There are three factors contributing to CSEC: Pull, push and intermediary factors. First, the pull factor is pedophiles' demand for CSEC, which poses a direct threat to the security of children. To make sure that children are free from the fear imposed by pedophiles, it is necessary to promote international human rights norms and their effective implementation. Second, the push factor is children's vulnerability, as a result of poverty and social exclusion. In order to free children from want, global efforts for poverty mitigation and human development in achieving the Millennium Development Goals (MDGs) should be accelerated so that children will be empowered. Third, the intermediary factor is the existence of transnational networks brokering the demand for and the supply to CSEC. International cooperation by authorities will be necessary to crack down on such transnational criminal networks. However, the states alone cannot take effective measures to eliminate the problems of CSEC. The Third World Congress against Commercial Sexual Exploitation of Children and Adolescents was held in Rio de Janeiro in November 2008, adopting the "Rio Declaration and Action Plan to Prevent and Stop the Sexual Exploitation of Children and Adolescents." The Action Plan recognizes the evolving forms of child trafficking and pornography in a globalizing world. At global, regional and country levels, the governments need to strengthen their partnerships with international organizations, non-governmental organizations (NGOs) and private corporations, particularly the tourism and the information technology industries, in order to combat against CSEC.

はじめに

小説『闇の子供たち』（梁 2004）が映画化された。2008年8月から一部の映画館で公開されたのだが、重苦しい題材にもかかわらず、人びとの関心をじわじわと集め、テレビ・新聞・雑誌などでも話題

[†] 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科（国際関係学専攻）教授
Professor, International Relations Program, Graduate School of Asia-Pacific Studies, Waseda University

とされるようになった。東南アジアを舞台として、子どもの買春・人身取引・ポルノ・臓器売買といった悲惨な状況が描かれる。そこでは、日本人も無縁ではない。直接的・間接的に搾取する立場、救済しようとする立場、現状を報道する立場など、複数の視点からこれらの問題へアプローチされている。他人事ではなく、私たちとも関係のある問題であることを再認識するきっかけを与えてくれる。

本稿では、子どもの買春・人身取引・ポルノを総称して、子どもへの商業的な性的搾取（Commercial Sexual Exploitation of Children: 以下 CSEC; シーセックと読む）と呼ぶことにする。国連は、年間あたり 100 万人以上の子どもが CSEC の被害にあっていと推定している。その多くは国内問題であるが、人の国際移動の増加やインターネットの発達といったグローバル化に伴い、国境を超えた形での CSEC が顕著化しており、グローバルな課題として注目されてきた。そして、この「子どもの権利」の侵害に対して、国際的に取り組む必要性が指摘されている。グローバル化時代に生きる子どもにとっての新しい「脅威」として CSEC を捉えなおし、子どもの安全を保障するために国際社会はどうするべきなのかを考えてみたい。

1. 権利をもつ主体としての「子ども」

ところで、「子ども」とは誰か、最初に定義しておきたい。多様な伝統的社会が存在するなかで、「子ども」から「おとな」への移行時期は同一でない。しかし、本稿では『子どもの権利条約』の定義を採用したい。そして、この国際人権条約によって、子どもは、保護されるべき客体から、権利をもつ主体へと転換されたことを確認しておこう。

(1) 『子どもの権利条約』と文化相対主義

1989年に国連総会で採択された『子どもの権利条約』の第1条は、子どもを18歳未満と定義している。この条約は、アメリカ合衆国（以下、米国）とソマリアを除くすべての国連加盟国に相当する193カ国が締約国となっているので、国際社会における子どもの年齢は18歳未満だと言ってもいいだろう。

もちろん、このような世界標準ともいべき普遍性へ向かう動きとは対照的に、それぞれの国には多様な伝統的社会が存在する。つまり、たとえ中央政府が『子どもの権利条約』の内容に調和するように国内法を改正して18歳未満を子どもと定義しようとも、その概念がその国にある伝統的社会に十分に浸透しているとは限らない。むしろ、なんらかの通過儀礼を経たものが、その伝統的社会における「おとな」として扱われる場合が多いだろう。また、通過儀礼は男女によって時期が異なることもある。つまり、伝統的社会における子どもは、絶対的な年齢によって定義づけられるのではなく、文化的なプロセスのなかで相対的に位置づけられることもある。

このような伝統的社会における子どもの多様な位置づけは、文化相対主義の立場から尊重されるべきであろう。しかし、本稿では、国際社会で一般的に用いられている18歳未満という普遍性のある定義を用いることにする。

子どもの権利を大きく分類するとすれば、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利の4つの柱を想定できる。生存・発達・参加にかかわる権利については、「エンパワーメント」（力をつけること）として総合的に捉えることもできる。そして、暴力や搾取から守られる権利については、「保護」

と言い換えることができる（勝間 2004）。

(2) 保護される客体から権利の主体へ

『子どもの権利条約』は、さらに、子どもを、親によって保護されるべき「客体」から、自らが生存・発達・保護・参加の権利をもつ「主体」へと転換した。従来、家族や世帯という私的な領域内において、子どもは保護されるはずの対象であった。しかし、実際には、子どもへの虐待や配偶者（とくに女性）への暴力といった問題は、途上国だけでなく先進国でも顕著化してきている。そこで、家族や世帯のなかの「弱者」である子どもの人権について、国際的に保障するようになった。つまり、子どもに自分を守るための権利を与え、子どもを保護の客体から権利の主体へと捉え直すことになったのである。

例えば、父母が子どもの権利に関する義務を果たさない場合、子どもは自分の権利を請求できるという訳である。子どもの成長段階や、置かれている状況によって、それが難しい場合には、「子どもの最善の利益」の原則によって、第三者が子どもに代わって権利を請求することもある。

さらに、『子どもの権利条約』を守ることに同意したはずの国家がその義務を果たさない場合、子どもが自分の権利を国際社会において請求する過程において、国際政治における行為主体（アクター）として行動できる可能性も出てきた。

2. グローバル化における CSEC の現状

子どもへの性的搾取には、大きく分けて、非商業的な性的搾取と、商業的なものがある。家族内や世帯内における性的虐待は、非商業的な形態による子どもへの性的搾取の例である。この他、子どもの意思によらず、幼いときに結婚が決められてしまうという「早婚」の問題も商業的でない性的搾取と分類することが可能である。早婚については、子どもに害のある伝統的慣習であり、子どもの権利の侵害であると捉えられている。

本稿では、家族や世帯の外にあるアクターとの関係において性的搾取が行われるという CSEC にとくに注目したい。CSEC の具体的な内容として、子どもの買春・人身取引・ポルノが含まれる。それぞれについて、もう少し詳細にみていこう。

(1) 子ども買春

子ども買春は、「最悪の形態の児童労働」の 1 つであると言われている。つまり、どのような理由があるろうとも、決して許容することのできない性質をもった、子どもに強いられた労働である。

子ども買春の多くは国内問題である。村落地域の貧困を原因とした都市部への人口流出により、脆弱な状態におかれたストリート・チルドレンが増加している。大半のストリート・チルドレンは帰る家庭を持っているが、それ以外は、大都市や国境都市への移動の過程において家族と離散した子どもや、出稼ぎをさせられている子どもや、世帯内暴力が原因で家出した子どもであり、養育者が不在の状況に置かれている。夜も路上で生活するなど、欠乏の状態におかれたストリート・チルドレンは、搾取される対象として、買春や人身取引に巻き込まれやすい（勝間 1999）。そして、買春を強いられる子どもたちは、心理的・社会的・身体的なダメージを受け、暴力の恐怖に怯えながら生きている。

子ども買春は、貧しい途上国だけの問題ではなく、いわゆる先進工業国のなかでも起こっている。例

例えば、米国においては、30万人の子どもが買春の対象とされており、いわゆる「豊かな国」においても大きな問題となっていることが分かる。

買春に巻き込まれた子どもは、HIV/エイズや、その他の性感染症から自分の身を守ることが困難な状況におかれている。買春する顧客や仲介者との力関係において、弱い立場にある子どもは、例えばコンドームを使った「安全な性行為」を顧客に要求する交渉力などのライフスキルさえもたないことが多い(勝間 2008a)。そして、エイズを発症すると、文字通り捨てられることさえある。

買春と麻薬使用とは密接な関係がある。仲介者は、麻薬やアルコールを常習させることによって、子どもを従属させようとする。薬物に依存した子どもは、仲介者やその組織犯罪ネットワークから逃げ出すことが難しい。また、救出されたあとも、社会復帰するにあたって、薬物依存という大きな障壁を乗り越えなければならない。

子ども買春では、国内の顧客が圧倒的に多いが、国際的な側面が顕著化してきている。第1に、セックス観光を目的として、途上国を訪れる外国人が増えている。例えば、日本から途上国への買春ツアーは、1970年代から国際的に問題視されてきた。こうした、外国人のセックス観光による子ども買春は、経済格差だけでなく、『子どもの権利条約』の途上国における実施の遅れなどに誘発されている。小児性愛者(ペドファイル)の多くは、途上国で子どもを買春しても、捕まる可能性は低いと考えているのである。

(2) 性的搾取を目的とした子ども取引

第2の国際的側面として、途上国の子どもが人身取引され、より豊かな国へ連れて行かれるという現象がある。つまり、買春する側だけでなく、性的搾取を受ける子どもの側も国境を超えてCSECに巻き込まれるようになった。途上国の貧しい女性や子どもが騙され、搾取を目的として先進国へ連れて行かれるという人身取引が増えている。年間120万人がこうした人身取引の犠牲者となっていると報告されている。まさに、「現代の奴隷制」(ベイルズ 2002)の一形態だと言することができる。人身取引についての近年における関心の高まりは顕著であり、研究書も多く出るようになった(Cameron & Newman 2008; DeStefano 2007; Lee 2007)。日本においては、従来はNGOによる報告書が中心であったが、最近では、学術的な視点からの関心も高まっている(アジア・太平洋人権情報センター 2006; 大久保 2007)。

2000年の『国際組織犯罪防止条約の人身取引議定書(以下、パレルモ議定書)』は、人身取引を以下のように定義している。「搾取を目的として、脅迫、暴力その他の強要、誘拐、詐欺、偽装、権力濫用、脆弱な立場の悪用、他人を支配できる人物の合意を得るための金銭や便宜の授受といった手段を用いることによって、人を募集、移送・移動したり、かくまったり、受け取ること。搾取には、少なくとも、買春による搾取やその他の形態の性的搾取、強制的な労働や奉仕、奴隷または奴隷と同様の行為、隷属、または臓器の摘出が含まれる。」

子どもを対象とした人身取引には、養子縁組や、あらゆる形態の児童労働を目的としたものもあるが、本稿では、商業的な性的搾取を目的とした子ども取引に限定して話を進めたい。人身取引の経路として、出発国、経由国、目的国を区別することができる。アジアであれば、例えば、出発国がインドネシア、

経由国がタイ、目的国が日本、といったケースを想定できる。実際には、人身取引の国際組織犯罪ネットワークは、取締りをのがれるために、柔軟にルートを変えている。従って、1カ国だけでは対応できず、グローバルそして地域的な仕組みと活動が必要とされている。

(3) 子どもポルノ

子どもポルノは、2つの意味で、子どもに害をもたらす。第1に、子どもポルノを求める需要があることは、将来において、子どもの性的な搾取を奨励することになる。第2に、子どもポルノの存在は、その制作過程において、その子どもがすでに搾取されたことの証拠となる。さらに、それが流通されることによって、回収が困難となり、被害者である子どもに対して繰り返し危害を加える結果となる（西村・石田 2008）。

子どもポルノ商品がこれまで考えられなかった規模で流通している。規制の緩い途上国で生産されたビデオテープが先進国へ配送されるという問題が拡大してきた。さらに、コンピューター技術の発展とインターネットの普及によって、ビデオテープから電子ファイルへと媒体が変わってきた。インターネットを通して、物理的な距離に関わらず、子どものポルノ画像がやり取りされる事態が生じている（勝間 2000）。

また、コンピューター技術の発展は、擬似的な子どもポルノを可能とするようになった。つまり、実在する子どもが実際に性行為に参加させられることなく、画像を創作・操作することによって、擬似的な子どもポルノがつくられている。アニメによる子どもポルノも含まれるが、とくに日本はその発信地として悪名が高い。カナダ、英国、米国といった国は、こうした擬似的な子どもポルノも違法化している。その理由は、上記の第1の意味での問題として、将来における子どもの性的搾取の奨励に繋がるからである。

3. CSEC の背景にある要因

CSEC が引き起こされる要因は、大きく分けて3つあると思われる。つまり、引寄せ要因、押出し要因、媒介要因である。引寄せ要因に対処するためには、買春という直接的な暴力をふるう小児性愛者が与える恐怖から子どもを自由にするために、国際人権ガバナンスを強化する必要がある。押出し要因とは、欠乏の状態におかれた子どもの脆弱性である。子どものエンパワーメントに資するような、貧困削減と人間開発へ向けた国際協力が求められている。最後に、媒介要因であるが、小児性愛者と脆弱な子どもとの間の仲介を行う犯罪ネットワークの存在である。グローバル化が進むなか、国際組織犯罪への取り組みが必要である。

(1) 引寄せ要因

小児性愛者からの需要が最も根源的な CSEC の要因である。どのような職種にも小児性愛者は存在すると言われている。豊かな国にも、貧しい国にも存在する。既婚者もいれば独身の者もいるし、異性愛者もいれば同性愛者もいるが、多くは男性である。小児性愛者は、自分たちの行動について以下のように正当化する。つまり、子どもは自発的に望んで性産業に従事していると主張する。また、こうした子どもたちは、性に開放的な文化をもった社会に属しているとも言う。そして、買春を通してお金をあげ

ることによって、子どもたちを助けていると説明する。しかし、搾取する側のこうした自己正当化は、妥当性をもたない。

子どもを性の対象として求める背景に、若いほど HIV に感染していないという神話がある。これは、実際には誤った認識である。顧客や仲介者との力関係において、子どもは「安全な性行為」を交渉できないことから、感染のリスクは高い。また、そもそも、子どもは、おとなと比較して、生理学的に HIV に感染しやすいとも言われている。

CSEC という暴力をふるう小児性愛者が与える恐怖から子どもを自由にするためには、国際人権がバナンスを強化する必要がある。つまり、国際的な人権規範の形成と、その国内的な実施が進められなければならない。さらに、後述するように、国家以外のアクター、つまり国際機関、NGO、民間企業ともパートナーシップを構築していくことが重要である。

(2) 押し出し要因

押し出し要因の第 1 は貧困である。貧困によって、子どもは脆弱な状況におかれる。そして、そのような欠乏の状況にある都市部のスラムや村落部のコミュニティは、組織犯罪ネットワークが子どもを調達する場となっている。また、ジェンダー不平等や民族的少数者への差別と社会的排除は、貧しい少数民族の女子の選択の自由を大きく制限することにつながっている。とくに、教育を受ける権利を奪われた女子は、弱い立場に置かれる(勝間 2008b)。さらに、紛争と社会的不安定は、子どもの脆弱性をより一層に高めることになる。

豊かとされる国においても CSEC はあるが、この場合、貧困から逃れることが主な目的でないことが多い。手軽に大金を稼ぐために、尊厳をもって生きることを自ら放棄するというように、子どもの未成熟さに起因する場合もある。例えば、日本において問題となっている、中高生による「援助交際」もこれに分類できると思われる。

欠乏の状況におかれた脆弱な子どもについては、エンパワーメントが重要である。そのためには、貧困削減と人間開発へ向けた国際協力が求められている。後述するように、具体的には、国際社会として合意した、ミレニアム開発目標を 2015 年までに達成できるように、積極的に取り組む必要があると言える。

(3) 媒介要因

インターネットの悪用は、CSEC の加速化につながっている。子どもポルノはその影響を最も大きく受けているであろう。また、セックス観光や「通販」花嫁の情報もインターネット上にみられる。さらに、チャット・ルームといったインターネット上のフォーラムは、国際犯罪ネットワークの情報交換の場として悪用されることもある。

子どもセックス観光によって外貨収入を得ている国のなかには、CSEC の問題について積極的に取り組もうとしない例もある。また、警察や入国管理における汚職も、CSEC の広がりには歯止めがきかない要因となっている。『子どもの権利条約』に署名・批准することによって、子どもの権利の実現について履行の義務を負っているはずの国家が、その責務を十分に果たしていないことが、CSEC をはびこらせる要因となっているのである。

その他の媒介要因としては、小児性愛者と脆弱な子どもとの間の仲介を行う犯罪ネットワークの存在が大きい。グローバル化が進むなか、組織犯罪は、超国境的に活動を展開している。こうした国際組織犯罪を根絶するための対策に取り組むことが重要となっている。

4. 国際的な規範の枠組み

CSEC への取組みについて、国際的な規範の形成、その規範を実施する仕組み、具体的な活動という3つの視点から議論していこう。まず、国際規範としては、国際人権規範と、ミレニアム開発目標を概観したい。

(1) CSEC から保護するための国際人権規範

『子どもの権利条約』の34条と35条は、子どもの性的搾取と人身売買を禁止している。第34条は、子どもの性的搾取をなくすために、あらゆる方策をとるよう国家に義務づけている。この「子どもの権利」という国際的な規範は、その後の選択議定書などによって、さらに発展してきた。例えば、2000年には、『子ども売買・子ども買春・子どもポルノに関する、子どもの権利条約の選択議定書』が国連総会で採択されている。そこでは、子ども買春と子どもポルノは、より具体的に犯罪化されている。2008年10月現在、129カ国が締約国となっている。

国際労働機関の182号条約（1999年）は、「最悪の形態の児童労働」の撤廃を定めている。この「最悪の形態の児童労働」には、子ども買春、子どもポルノ、子どもの人身取引も含まれている。現在、169カ国が締約国となっている。

人身取引に関する『パレルモ議定書』は、2000年の国連総会で採択され、2003年に発効した。とくに女性と子どもの人身取引を予防するため、締約国に対して、包括的な政策とプログラムを義務づけている。現在、124カ国が締約国となっている。

(2) エンパワーメントに寄与するミレニアム開発目標

国際社会は、2000年9月に国連総会およびミレニアム・サミットで採択された『国連ミレニアム宣言』に基づき、「ミレニアム開発目標」を達成することに合意した。

『国連ミレニアム宣言』とは、21世紀を迎えようとするなか、国連加盟国の国家元首および政府首脳が「平和、安全保障、軍縮」「開発と貧困」「環境の保護」「人権、民主主義、よい統治」「弱者の保護」「アフリカのニーズへの対応」「国連の強化」などについて新たな決意を表明したものである。

このうち「開発と貧困」「アフリカのニーズへの対応」「環境の保護」などとの関連において、「ミレニアム開発目標」が設定され、2015年までに国際社会が達成すべき目標となっている。具体的には、「極度の貧困と飢餓の軽減」「初等教育の完全普及」「ジェンダー平等と女性の地位向上」「乳幼児死亡の削減」「妊産婦の健康の改善」「HIV/エイズ、マラリアなどの疾病の蔓延防止」「環境の持続可能性の確保」「開発のためのグローバル・パートナーシップの推進」が開発目標として含まれている。

この「ミレニアム開発目標」の内容の多くは、1990年の「子どものための世界サミット」における採択文書に遡ることができる。それは、1989年の国連総会で採択された『子どもの権利条約』の実現へ向けた具体的な人間開発政策である。そこでは、開発において人権を主流化させようという動きもみられ

る（アジア・太平洋人権情報センター 2008）。

5. CSEC の脅威から子どもの安全を保障する仕組みと活動

上述のような国際規範を実施するためには、グローバルおよび地域のレベルにおける仕組みが必要とされる。そうした仕組みを使って、国家が国際規範に沿って行動することが期待される。また、国家以外のアクターとして、国際機関、NGO、企業の活動も重要である。

(1) グローバルな仕組み

1990年の世界子どもサミットと1993年の世界人権会議では、とくに困難な状況におかれた子どもの保護の緊急性が再確認された。また、国連人権委員会は、1990年に「子どもの売買、買春、ポルノに関する国連特別報告者」を設置したのち、1992年には行動プログラムを採択している。また、2004年からは、「人身売買に関する国連特別報告者」を設置している。国連人権委員会については、その後、国連人権理事会への改組されており、すべての国連加盟国における人権の状況について、定期的なレビューが行われる。さらに、国連人権高等弁務官事務所は、2002年に、「人権と人身売買に関する原則および指針の勧告」を出している。

また、『子どもの権利条約』の実施について監視する仕組みとして、子どもの権利委員会がある。締約国は、定期的に報告書を提出することになっている。そこでは、CSECに関する問題についても指摘される場合もあり、報告国に対して、一層の取組みが求められる。

このほか、CSECの被害にあっている子どもについて、国際社会として、国家主権を超えて「保護する責任」を果たそうとする動きもみられる。その一つは、普遍的管轄権 (universal jurisdiction) である。『子ども売買・子ども買春・子どもポルノに関する、子どもの権利条約の選択議定書』は、CSECを犯した者の国籍、被害者の国籍、犯罪の発生地に関わらず、自国の領域内にいる犯罪者に対する裁判管轄権を認めるよう締約国に求めている。

また、国際刑事裁判所は、子どもに対する特定の犯罪について管轄権をもつ。子どもの人身取引や、民族間の子どもの強制移動が、人類への犯罪やジェノサイドとの関連で行われた場合がそれに相当する。

(2) 人身取引についての地域的な仕組み

2002年に、南アジア地域協力連合 (South Asian Association for Regional Cooperation: SAARC) は、『買春を目的とした女性と子どもの取引の予防と禁止に関する条約』を採択した。買春に限定しているが、人身取引に関する地域的な取組みとして注目される。

他方、東南アジア諸国連合 (アセアン) 閣僚会議では、子どもと女性の人身取引に取り組むことを優先課題として議論するようになった (勝間 2007)。2003年には、人身取引に反対するメコン閣僚イニシアティブ (The Coordinated Mekong Ministerial Initiative against Trafficking: COMMIT) が、中国、カンボジア、タイ、ラオス、ベトナム、ミャンマーの6カ国の間で始まった。そして、翌年の2004年10月には、いわゆる拡大メコン川流域圏 (Greater Mekong Subregion: GMS) 6カ国の政府高官によって、人身取引問題に共同で取り組むための枠組みとなる覚書がヤンゴンで署名されたのである。これは、人

身取引に包括的に取り組むための地域協定として評価されている。さらに、11月にビエンチャンで開催されたアセアン首脳会議では、『とくに女性と子どもの人身取引に反対するアセアン宣言』が採択されている(ASEAN 2004)。

(3) 米国外交の人身取引への取組みと日本

米国の国務省は、2001年より、『人身取引報告書』を毎年発行しており、取組みが不十分な国に対しては、経済制裁さえも辞さないという強硬な外交姿勢をとっている。

日本では、1999年5月に「児童買春・児童ポルノ禁止法」が成立した(森山・野田 2005)。この法による最初の摘発として、同年11月には、インターネットのホームページで子どものポルノ画像を閲覧させていた埼玉県の男性が逮捕された。また、2001年12月、日本政府は、ユニセフとNGOとの共催により、「第2回子どもへの商業的な性的搾取に反対する世界会議」を横浜で開いた。そして、国連子ども特別総会が開催された2002年5月、日本政府は『子ども売買・子ども買春・子どもポルノに関する、子どもの権利条約の選択議定書』に署名した。さらに、2002年12月に、日本政府は『パレルモ議定書』に署名している。

しかし、米国の『人身取引報告書』の2004年版は、日本の取組みが不十分であるとして、監視対象国に分類した(U.S. Department of State 2004)。このことは、日本における人身取引の問題の深刻化を浮き彫りにする結果となり(吉田・JNATIP 2004)、日本政府に対して大きな衝撃を与えた。国務省の担当官は、訪日を繰り返し、日本政府に対して厳しい態度をとった。

米国国務省の厳しい目のなか、日本は、2004年4月に「人身取引対策関係省庁連絡会議」を設置し、内閣府・警察庁・法務省・外務省・厚生労働省などの省庁間の協力を進めた。その成果として、12月には「人身取引対策行動計画」が策定された。その後、2005年の刑法改正で人身売買罪が加えられた。実際、2005年から、人身売買罪による摘発が行われるようになった。

こうした、国際規範の国内の実施へ向けた、日本における積極的な活動の成果もあってか、米国国務省の『人身取引報告書 2005年』において、日本は監視対象国から外れた(U.S. Department of State 2005)。今後、法的な規制をさらに整備するとともに、その実効的な適用が必要とされている。そのためには、省庁間の協力に加えて、NGOや企業を含めた市民社会との連携が不可欠であろう。

(4) 国家以外のアクターによる超国境的な活動

まず、NGOと国際機関の主導による、CSECに反対する世界会議に注目したい。ECPAT(End Child Prostitution, Child Pornography and Trafficking of Children for Sexual Purposes; 以下、エクパット)は、子どもへの商業的な性的搾取をなくすために行動する個人や組織のネットワークであり、国連の経済社会理事会において特殊諮問資格を持つNGOである。

1991年の設立当初は、アジアにおける買春ツアー問題の深刻さに対応する必要性から生まれた、国境を超えた市民運動であった。その後、このアジアにおける運動を、他地域における同様の運動と連携させながら、世界規模での活動へと拡大していき、各国にエクパットの支部が設立されるようになった。現在、67カ国において、73のローカル・ネットワークとしてのエクパットが活動している。それらの活動をグローバルなレベルで調整する、国際エクパット(ECPAT International)の事務局はバンコクに

置かれている。

国際エクパットは、1994年、子どもへの商業的な性的搾取に反対することを目的として、世界会議を開催することを各国政府や国際機関に呼びかけ始めた。国際エクパットの呼びかけに応じ、ユニセフはこの世界会議を共催することになった。

1996年8月、最初の「子どもへの商業的な性的搾取に反対する世界会議」は、ストックホルムで開催された。国際エクパットが呼びかけてから僅か2年後のことであった。国際エクパット、ユニセフ、そして50以上の国際NGOから構成される『子どもの権利条約』に関するNGOグループの3者によって共催された。政府代表や国際機関代表と、NGO代表や若者代表が対等な参加者として意見を交換したことは、非常に画期的であった。そして、成果として、『宣言』と『行動計画』が全会一致で採択された。

このような関心の高まりを背景として、2000年に『子ども売買・子ども買春・子どもポルノに関する、子どもの権利条約の選択議定書』が国連総会で採択されたことは特筆すべきであろう。そして、ストックホルムでの「世界会議」のフォローアップとして、5年後の2001年12月、前述した「第2回子どもへの商業的な性的搾取に反対する世界会議」が横浜で開催された。日本が開催国となり、日本の外務省、国際エクパット、ユニセフ、『子どもの権利条約』NGOグループの4者によって共催された。『横浜グローバル・コミットメント2001』が採択されたほか、閉会式では『子どもと若者の最終アピール』も出された。これらの成果は、2002年の「国連子ども特別総会」へ寄与することとなった。「第3回子どもと若者への商業的な性的搾取に反対する世界会議」は、2008年11月にブラジルのリオデジャネイロで開催されたが、今後の新しい展開が注目される。

こうしたNGOによる超国境的な活動のほか、観光業界は、セックス観光への対策について取り組んできている。1995年に世界観光組織(World Tourism Organization)は「組織的な買春ツアー防止についての声明」を採択した。また、旅行代理店協会世界連盟は「子どもと旅行代理店の憲章」を作成し、買春ツアーによる子どもの性的搾取を非難する声明を出した。現在、ユニセフ・世界観光機関・国際エクパットは、観光地における子ども買春根絶を目的とした「子ども買春防止のための旅行・観光業界の行動倫理規範(Code of Conduct)」を推進しており、通称コードプロジェクトと呼ばれている(詳しくは以下のホームページを参照：<http://www.unicef.or.jp/code-p/index.htm>)。

おわりに

CSECには、子ども買春、子どもの人身取引、子どもポルノの問題が含まれる。これらの問題は、グローバル化の時代において、国境を超えて広がっている。国境を超えた人の移動の増加に伴う、セックス観光やCSECを目的とした人身取引は、その一つの側面である。もう一つの側面は、コンピューター技術とインターネットの発達に伴う、子どもポルノの流通である。

CSECが引き起こされる要因として、引寄せ要因、押出し要因、媒介要因がある。引寄せ要因は、CSECという暴力をふるい、子どもに恐怖を与える存在である、小児性愛者による需要である。子どもをCSECという恐怖から自由にするためには、子どもの保護への権利を保障するような、国際的な人権規範の形成とその国内的な実施が必要とされる。

押し出し要因としては、貧困と社会的排除による、子どもの脆弱性があげられる。こうした欠乏の状況から子どもを自由にするためには、貧困削減と人間開発のためのエンパワーメントが求められており、国際社会による一層の協力が期待されている。そして、媒介要因については、国際的な犯罪ネットワークを、より効果的に取り締まるための国際協力が必要とされている。

グローバル化時代に生きる子どもに対して、超国境的な脅威が存在する。それに対応するなかで、子どもの安全を国際的に保障しなくてはならないという国際関係の新しい視角が求められていると言える。

国際的な規範の枠組みとしては、CSEC から子どもを保護するための国際人権規範と、脆弱な状況に置かれた子どものエンパワーメントに寄与するミレニアム開発目標がある。なかでも、CSEC の脅威から子どもの安全を保障するためには、グローバルな人権メカニズムと、地域における人身取引への取り組みがあることをみた。さらに、米国の外交における人身取引への取り組みに関しては、日本との関係において、その影響力の行使について考察した。

2008 年 11 月に開催された「第 3 回子どもと若者への商業的な性的搾取に反対する世界会議」では、『子どもと若者に対する商業的な性的搾取を予防・阻止するためのリオ宣言および行動計画』が採択された。そこでは、子どもの人身取引やポルノといった搾取の方法が巧妙化していることが指摘され、それへの対応が急務となっている。

しかし、国家だけでは、こうした超国境的な脅威に対して十分な対応をとることは困難である。そうしたなか、グローバルおよび地域的なレベルにおいて、国際機関・NGO・民間企業ともパートナーシップを強化していくことが重要なのである。とくに、観光産業と情報通信産業との連携が重要となってくる。さらに、私たち一人ひとりの市民がこの問題に関心を持つことによって、こうした CSEC に反対するパートナーシップを強化していくことができるのである。

追記

本稿は、早稲田大学グローバル COE プログラム「アジア地域統合のための世界的人材育成拠点」（平成 19 年度-平成 23 年度）の研究成果の一部である。

参考文献

- ・ アジア・太平洋人権情報センター編(2008)『新たな国際開発の潮流～人権基盤型開発の射程 [アジア・太平洋人権レビュー 2008]』現代人文社。
- ・ アジア・太平洋人権情報センター編(2006)『人身売買の撤廃と被害者支援に向けた取り組み [アジア・太平洋人権レビュー 2006]』現代人文社。
- ・ 大久保史郎編著(2007)『人間の安全保障とヒューマン・トラフィッキング』日本評論社。
- ・ 勝間靖(2008a)「EFA におけるライフスキルの意義」小川啓一・西村幹子・北村友人編著『国際教育開発の再検討～途上国の基礎教育普及に向けて』東信堂, pp. 231-248.
- ・ 勝間靖(2008b)「ジェンダー平等を目指した女子教育の拡充～UNGEI とユニセフ」澤村信英編著『教育開発国際協力研究の展開～EFA 達成へ向けた実践と課題』明石書店, pp. 243-254.
- ・ 勝間靖(2007)「[子どもの権利] と新たな国際秩序の模索～子ども時代に暴力や搾取にあった人びとの行為主体性」『国際政治 [周縁からの国際政治]』149 号 (有斐閣), pp. 156-171.
- ・ 勝間靖(2004)「子どものエンパワーメントと保護～平和構築の次世代の担い手」高柳彰夫・ロニーアレキサン

- ダー編著『私たちの平和をつくる～環境・開発・人権・ジェンダー [グローバル時代の平和学 4 巻]』法律文化社, pp. 133-158.
- 勝間靖 (2000) 「国境を超える子どもの商業的性的搾取～ラテンアメリカの視点から」『アジア女性研究』9号 (アジア女性交流・研究フォーラム), pp. 55-60.
 - 勝間靖 (1999) 「メキシコにおける子どもの性的搾取～子どもの権利条約批准後の法, 政策, 実践」『平和研究』24号 (早稲田大学出版部), pp. 72-80.
 - 西村圭史・石田博士 (2008) 「児童ポルノ流出どう防ぐ～国際連携で効果, 法整備も」『朝日新聞』11月27日, p. 36.
 - ベイルズ, ケビン (2002) 『グローバル経済と現代奴隷制』凱風社 (Kevin Bales (1999) *Disposable People: New Slavery in the Global Economy*, University of California Press.).
 - 森山真弓・野田聖子編著 (2005) 『よくわかる改正児童買春・児童ポルノ禁止法』ぎょうせい.
 - 梁石日 (2004) 『闇の子供たち』幻冬舎.
 - 吉田容子監修/JNATIP 編 (2004) 『人身売買をなくすために～受入大国日本の課題』明石書店.
 - ASEAN (2004) “ASEAN Declaration against Trafficking in Persons, Particularly Women and Children,” Vientiane, 29 November.
 - Cameron, Sally & Newman, Edward (Eds.) (2008) *Trafficking in Humans: Social, Cultural and Political Dimensions*. Tokyo: United Nations University.
 - DeStefano, Anthony (2007) *The War on Human Trafficking: U.S. Policy Assessed*. New Brunswick: Rutgers University Press.
 - Lee, Maggy (2007) *Human trafficking*. Devon: Willan Publishing.
 - U.S. Department of State (2005) *Trafficking in Persons Report 2005*. Washington, D.C.
 - U.S. Department of State (2004) *Trafficking in Persons Report 2004*. Washington, D.C.